

農地法第3条許可申請に必要な書類一覧

No.	必 要 書 類	備 考
1	許可申請書	
2	申請地の登記事項全部証明書（法務局で取得）	
3	定款又は寄附行為の写し	譲受人が法人の場合のみ添付。
4	組合員名簿又は株主名簿の写し	譲受人が農業生産法人で、法人形態が農事組合法人又は株式会社の場合のみ添付。
5	農業生産法人の構成員が「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第5条に規定する承認会社を証する書面（農林水産大臣の承認通知の写しなど）＋その株主名簿の写し	譲受人が農業生産法人で、「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」第5条に規定する承認会社を構成員とする場合のみ添付。
6	構成員が農地法第2条第3項第2号チに掲げる農業関係者以外で農業生産法人の構成員となることが認められる者を証する書面	譲受人が農業生産法人で、農業関係者以外の者を構成員とする場合のみ添付。（法人が清算した農作物の購入についての契約書の写しなど。）
	農地法施行令第1条第1号から第4号までに掲げる農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者を証する書面（農林水産大臣の認定通知の写しなど。）	構成員に、農業生産法人の農業経営の改善に特に寄与する者がいる場合のみ添付。
7	農協等の有する議決権の数の合計が議決権の総数の3/4以上を占めることを証する書面又は議決権の総数の過半を地方公共団体の有する議決権の数が占めることを証する書面	譲受人が乳牛または肉用牛の飼養の合理化事業を行う一般社団法人の場合のみ添付。
8	基本財産の総額の過半を地方公共団体の拠出した基本財産の額が占めることを証する書面	譲受人が乳牛または肉用牛の飼養の合理化事業を行う一般財団法人の場合のみ添付。
9	農地の所有者と受人の、使用貸借権または賃借権の設定についての契約書の写し	農地法第3条第3項の規定（解除条件付きの貸借契約を結ぶこと等の要件を満たせば、農業生産法人以外の法人の権利取得を認めない要件等が適用されない規定）の適用を受けて許可を受けようとする場合のみ添付。
10	景観法第56条第2項の規定による市町村長の指定を受けたことを証明する書面	譲受人が景観法第92条第1項に規定する景観整備機構である場合のみ添付。
11	申請に係る権利の設定又は移転が、競売等の単独行為であることを証明する書面または判決が確定していること等を証明する書面（競売を執行する裁判所で交付される入札調書の写しなど。）	申請当事者が連署しないで許可申請を行う場合のみ添付。
12	<input type="checkbox"/> 参考となるべき書類 ①営農計画書、②損益計算書の写し、 ③総会議事録の写し、 ④申請者が権利を有する農地の位置図、 ⑤通作経路図、⑥住民票、⑦戸籍謄本 ⑧耕作証明書（農地のある農業委員会で交付） ⑨その他必要な書類	許可の判断をするにあたって必要不可欠と許可権者が判断した書類を求められることがあります。ただし、参考となるべき書類を求める場合には、申請者の負担にならないよう配慮することとされています。